

突発性運転不能障害疾患予防対策助成金交付要綱

公益社団法人 佐賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公共の道路を利用し、日夜輸送サービスに従事するトラックドライバー等の運転中における突発性運転不能障害を引き起こす可能性が高い疾患を予防することにより、交通労働災害防止・交通安全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱でいう突発性運転不能障害疾患(以下「突発性疾患」という)とは、以下の疾患とする。

1 脳疾患

- ① 脳内出血
- ② くも膜下出血
- ③ 脳梗塞
- ④ 一過性脳虚血発作

2 心臓・血管疾患

- ① 心筋梗塞
- ② 狹心症
- ③ 不整脈
- ④ 弁膜症
- ⑤ 解離性大動脈瘤

3 睡眠時無呼吸症候群(SAS・ポリグラフ検査)

4 一定の病気等

- ① 統合失調症
- ② てんかん
- ③ 再発性の失神
- ④ 無自覚性の低血糖症
- ⑤ そううつ病
- ⑥ 認知症
- ⑦ アルコール・麻薬等の中毒

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、公益社団法人佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という)に加入の会員事業所に所属する一般貨物自動車運送事業の業務に従事するもので、社会保険に加入していることを条件とする。

(助成対象期間等)

第4条 原則として、当該年度の4月1日から2月末日までに、第5条の(1)~(4)のいずれかの検査を受診した者を対象とする。

(対象検査及び助成額)

第5条 助成額は、検査内容に応じて以下のとおりとする。ただし、助成対象期間中に受診した次の各項のいずれかについて、1人当たり1回限りとする。

2 突発性疾患検査のうち、初期的検査(生活習慣病予防健診・一般健診)については、1人当たり2千円を限度に検査費用を助成する。

3 Gマーク取得事業者については、前項に定める検査のほか、特定業務従事者健診(深夜業に係る2回目の検診)に対し1人当たり1千円を限度に検査費用を助成する。

4 脳ドック及び心臓ドック検査については、検査を受診した者に対し1人当たり8千円を限度に検査費用を助成する。

5 SAS・ポリグラフ検査(以下「SAS・PSG検査」という)については、検査項目を受診した者に対し1人当たり1万円を限度に検査費用を助成する。SAS・PSG検査とは、睡眠状態と呼吸状態を総合的に評価し、睡眠時無呼吸症候群(SAS)の診断と重要度を判断して治療法を決定するための1泊2日の入院検査をいう。

(検査医療機関)

第6条 医療機関は次に定めるところとする。

- (1) 突発性疾患の初期的検査は、その検査が可能な検査医療機関とする。
- (2) 脳ドック及び心臓ドッグ検査は、その検査が可能な検査医療機関とする。
- (3) S A S ・ P S G 検診は、その検査が可能な検査医療機関とする。

(申込方法)

第7条 会員は、様式1号の突発性運転不能障害疾患予防検診実施計画書に予定する検査ごとに必要事項を記入し佐ト協へ申請後、助成金を請求するものとする。

(助成金の請求方法及び提出期限)

第8条 助成金の交付を受けようとする事業者は、原則として事業が完了した日から3か月以内又は、当該年度の2月末日のいずれか早い日までに様式2号の突発性運転不能障害疾患予防対策助成事業検査助成金交付請求書、様式3号の受診者名簿に必要事項を記入の上、次の各号のすべての写しを添え、佐ト協に申請するものとする。

- (1) 該当検査項目と人数を明記した当該検査医療機関発行の請求書
- (2) 領収書等(支払いを証明するもの)

(助成金の交付)

第9条 佐ト協は、会員から提出された様式2号の突発性運転不能障害疾患予防対策助成事業検査助成金交付請求書に基づき、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、当該事業者に対して助成金を交付するものとする。

- 2 提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合は、助成金を交付しない。
- 3 助成金交付後に虚偽の事実が判明した場合は、その会員に対し助成金の返還を求める。

(その他)

第10条 本要綱に定めのない事項が発生した場合、佐ト協の交付金運営委員会において協議するものとする。

(保存期間)

第11条 本助成に関する書類は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、5年間保存しなければならないものとする。

(附則)

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、2019年4月1日から施行する。